厚生常任委員会会議録

平成24年 4 月26日

場 所 第1委員会室

午前10時1分開会

会議に付託された議案等

- ○福祉保健行政の推進及び県立病院事業に関 する調査
- ○その他報告事項
- ・県立病院における医師確保の状況
- ・障がい者の災害対策について

出席委員(8人)

委 員 髙 橋 透 長 二見康之 副 委員 長 委 員 坂 口 博 美 委 員 中村幸 委 員 井 本 英 雄 委 員 内村仁子 井 上 紀代子 委 員 委 前屋敷 恵 美 員

欠席委員(なし) 委員外議員(なし)

説明のため出席した者 病院局

病院局長 渡 邊 亮 一 病院局医監 豊 田 清 兼宮崎病院長 病院局次長 桑山秀彦 兼経営管理課長 県立宮崎病院事務局長 古 賀 孝士 県立日南病院長 鬼塚 敏 男 県立日南病院事務局長 大 脇 泰弘 県立延岡病院長 志都生 楠 元 県立延岡病院事務局長 野 﨑 邦 男

福祉保健部

福祉保健部長 十. 持 正 弘 福祉保健部次長 安井伸 (福祉担当) 福祉保健部次長 髙 明 敏 (保健・医療担当) こども政策局長 隈 俊 郎 日 部 参 事 兼 大 野 雅 貴 福祉保健課長 医療薬務課長 郡司宗 則 薬務対策室長 竹井 正 行 国保•援護課長 青 山 新 吾 長寿介護課長 郎 哲 川添 障害福祉課長 孫 田 英 美 就 労 支 援 ・ 中 西 弘 士 精神保健対策室長 衛生管理課長 青 石 晃 健康增進課長 和田陽 市 \equiv 感染症対策室長 肥田木 省 こども政策課長 長 友 重 俊 こども家庭課長 古川壽彦

事務局職員出席者

議事課主幹阿萬慎治議事課主幹伊豆雅広

○髙橋委員長 それでは、ただいまから厚生常任委員会を開会いたします。

まず、委員席の決定についてでありますが、 現在お座りの仮席のとおり決定してよろしいで しょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、本日の委員会の日程についてでありま

す。お手元に配付いたしました日程案のとおり でよろしいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 それでは、そのように決定いた します。

次に、委員会の運営方法についてでありますが、執行部入れかえの際は、委員長会議確認事項のとおり、10分程度の休憩を設けることに御 異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 それでは、そのように決定いた します。

執行部入室のため、暫時休憩いたします。

午前10時2分休憩

午前10時3分再開

〇髙橋委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名が厚生常任委員会委員となったところであります。私は、このたび、委員長に選任されました日南市選出の髙橋でございます。一言ごあいさつ申し上げます。

昨日、ドクターへリ導入の記念シンポジウムがありまして、私も出席させていただきましたが、ドクターへリ導入で宮崎の医療も新たな展開が期待されるのではないかと思います。また一方で、ドクターへリ導入は、宮崎県立病院初め、その存在がますます重要になってくると思いますので、今後ともよろしくお願いしたいと思います。大きな課題の病院改革もありますが、皆さんと一緒に知恵を出し合って県民の安心・安全のために頑張っていきます。よろしくお願いします。

それでは、委員の紹介をいたします。

まず、私の隣が、都城市選出の二見副委員長

であります。

次に、皆様から向かって左側ですが、児湯郡 選出の坂口委員であります。

延岡市選出の井本委員であります。

都城市選出の内村委員であります。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選 出の中村委員であります。

宮崎市選出の井上委員であります。

宮崎市選出の前屋敷委員であります。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の阿萬主幹であります。

副書記は橋本主任主事でありますが、本日は 欠席しておりますので、伊豆主幹がかわって務 めます。

次に、病院局長のごあいさつ、幹部職員の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いいたします。

○渡邊病院局長 おはようございます。4月1 日付で病院局長に就任いたしました渡邊でございます。一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様におかれましては、厚生常任委員会委員に御就任いただきましてまことにありがとうございます。病院局長に就任して以来、その職責の重さに身の引き締まる思いでございますが、委員の皆様の御指導、御支援を仰ぎつつ、業務に邁進していく決意でございますので、どうかよろしくお願いしたいと思います。

御承知のとおり、病院事業を取り巻く環境は 依然として大変厳しいわけでございますが、県 立病院が今後とも、全県レベルあるいは地域の 中核病院としてその使命と役割を果たしていく ためには、安全で安心できる医療の提供ととも に、経営の健全化が必要でございます。病院局 では、昨年2月に第2期の経営計画を策定しま して、それに沿って現在事業を推進しているわ けでございますが、県民の期待にこたえるべく 良質で高度な医療を提供しまして、また、経営 改善に職員一同、一丸となって取り組んでまい りますので、委員の皆様には何とぞ御指導、御 支援を賜りますようよろしくお願いしたいと思 います。

それでは、座って説明させていただきます。 お手元の委員会資料、1ページをお開きいた だきたいと思います。病院局の幹部職員を紹介 させていただきます。

まず、県立病院における医療提供体制の充実、 医師確保対策の強化等を図るため設置しており ます病院局医監の豊田清一でございます。

次に、病院局次長の桑山秀彦でございます。 経営管理課長は、桑山病院局次長が兼務いた しております。

次に、一番下の表の左側から順に御紹介いたします。

まず、県立宮崎病院長は豊田病院局医監が兼 務いたしております。

次に、県立日南病院長の鬼塚敏男でございます。

次に、県立延岡病院長の楠元志都生でござい ます。

次に、表の右側でございますが、県立宮崎病 院事務局長の古賀孝士でございます。

次に、県立日南病院事務局長の大脇泰弘でご ざいます。

次に、県立延岡病院事務局長の野﨑邦男でございます。

恐れ入りますが、上の表にお戻りいただきま して、表の右側をごらんください。

経営管理課総括課長補佐の田中浩輔でござい ます。

業務担当課長補佐の久保昌広でございます。

最後に、議会担当でございますが、経営管理 課管理担当主幹の永田耕嗣でございます。

以上であります。よろしくお願いいたしたいと思います。

それでは、2ページをごらんいただきたいと 思います。続きまして、病院局の組織の概要で ございます。

病院局は、本庁に経営管理課を置きまして、 県立宮崎病院、県立日南病院及び県立延岡病院 の1課3県立病院で構成されております。経営 管理課は、3県立病院の予算・決算、運営等の 全般につきまして所管することとしております。

なお、3ページから4ページにかけまして、 経営管理課の業務概要及び各県立病院の概況を 記載しておりますので、後ほどごらんいただき たいと存じます。

5ページ以降の「県立病院改革について」、「平成24年度県立病院事業会計当初予算の概要」、「県立病院における医師確保の状況」につきましては、桑山次長より説明させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いします。

○桑山病院局次長 それでは、私のほうから御 説明をさせていただきます。

お手元の資料の5ページをごらんください。 5の県立病院改革についてでございます。

まず、1の経営形態についてでありますけれども、現在取り組んでおります県立病院改革は、 平成17年6月に決定いたしました「宮崎県立病院の今後のあり方について」の方針に基づきまして、平成18年4月から地方公営企業の全部適用という経営形態に移行しまして、新たに病院局を設置いたしまして改革に取り組んでいるところでございます。また、平成21年度には、再 度、ふさわしい経営形態について県民の皆様の 意見もお聞きしながら検討を行ったところでご ざいます。その際、県議会の皆様からも、県立 病院の高度医療の提供という使命を果たすこと を第一に取り組むよう御要望もいただいており ます。その結果、現行の経営形態を継続するこ とといたしまして、平成22年度から24年度まで の3年間、さらに経営改革に取り組み、25年度 に再度経営形態の見直しを行うということにし ております。

次に、2の経営改革についてでありますが、 (1) にありますように、病院局では、平成18 年8月から4年間を計画期間といたします第1 期の中期経営計画を策定いたしまして、一般会 計からの繰入金を約8億円削減を行った上で、 3病院すべての単年度黒字化を目標に経営改善 に取り組んでまいりました。計画期間中の収支 状況を表に掲げてございますが、全国的な医師 不足の問題、こうした予期せぬ問題等もありま して、最終年度での単年度黒字化の目標達成は できなかったわけでございますが、赤字幅は、 病院局設置前の平成17年度30億9,900万の赤字と 比較しまして約27億円の圧縮がされまして、あ わせて一般会計繰入金約8億円も削減できまし たことから、相当程度に経営改善が進んだもの というふうに考えております。

次に、(2)の第2期中期経営計画についてでありますが、第2期計画は、①にありますように、23年度から25年度までの3年間を計画期間としております。

それから、6ページでございますが、③にありますように、基本方針といたしまして、県民(患者)にとって「魅力ある病院」づくりの推進、職員が一丸となった病院改革の推進、経営改善のさらなる推進、こうした3つを掲げまし

て、具体的には⑤にありますような取り組みを 進めることとしております。

また、④でございますが、収支目標といたしましては、最終年度でございます平成25年度には、病院事業全体での収支均衡を目指すこととしております。今後ともこの計画を着実に推進することによりまして、県立病院の使命であります「高度で良質な医療の提供」とともに、経営の健全化にも努力してまいりたいというふうに考えております。

続きまして、7ページの平成24年度県立病院 事業会計当初予算の概要について御説明を申し 上げます。

まず、1の基本方針でございます。予算編成の基本方針として3つの項目を掲げておりますが、特に3つ目にありますように、医師確保を初めといたしまして、良質で高度な医療を提供するという県立病院の役割を見据えまして、各種取り組みを実施することを基本に当初予算を編成することとしたところでございます。

次に、2の重点項目でございます。まず、医師・看護師等の確保を図るため、前年度に引き続きまして病児等保育実施事業を初めといたします諸事業、諸対策を拡充・強化することとしております。また、県の地域医療再生基金を活用いたしまして、延岡病院の救命救急センター整備や災害拠点病院としての各病院の機能強化、それから、がん診療機能の充実を図っていくこととしております。

次に、3の事業の主な内容でございます。

まず、(1) 医師・看護師等確保対策といたしまして3億9,879万2,000円を計上しております。

主な事業でございます。病児等保育実施事業 につきましては、宮崎病院に続きまして、本年 度から延岡病院でも院内保育を本格実施するこ ととしております。

次の研修医確保事業でございますが、臨床研修医への広報活動の強化ということで、新たに医療情報誌へのPR記事を掲載しますほか、病院合同説明会につきましては、これまで参加しておりました東京、大阪等での説明会に加えまして、新たに別の民間会社が実施いたします合同説明会にも参加するなど、積極的に取り組むこととしております。

また、次の医師確保に向けた取り組みでございますが、医師の処遇改善のための措置といたしまして、給料に上乗せされます初任給調整手当というものがございます。こうしたものの増額などに引き続き取り組むこととしております。

また、看護師確保事業でありますが、23年度から東京で実施しております経験看護師の採用試験を大阪でも新たに実施するほか、看護学生などを対象といたしました県立病院のバスツアー、そういったものも実施して取り組みを拡充・強化していくこととしております。

次に、(2)の救急・災害・がん対策の充実でございますが、20億7,621万円を計上しております。これは県の地域医療再生基金を活用いたしまして、救命救急センター等の整備、機能強化を図るものであります。

主な事業を3つ掲げてございますが、救命救急センターの整備といたしましては、延岡病院におきまして、ドクターへリの運用にも対応できますように、病院敷地内にヘリポートを整備する。これにあわせまして、手狭でございました救命救急センターを拡充・整備するものでございます。

次に、2番目の災害拠点病院機能の強化でありますけれども、東日本大震災を踏まえまして、防災力向上の観点から、各病院において非常用

発電設備の増設等の工事を行うものでございま す。

それから、最後にがん診療機能の充実でありますが、3病院でより性能の高いCTの整備、あるいは宮崎病院において高度な放射線治療を行うリニアックの整備をすることで、がん診療機能の充実を図っていくこととしております。

最後に、(3)の電子カルテシステムの更新でございますが、10億3,081万8,000円を計上しております。これは、現在、電子カルテシステムを導入しておりますが、既に6年を経過し、システムの更新が必要となっておりますことから、来年度からの稼働を目指しまして最新のシステムに更新しまして、診療機能の充実強化と患者サービスの向上を目指すものでございます。

なお、こうした事業の詳細につきましては、11 ページから13ページに掲げてございますので、 後ほどごらんいただければと思います。

続きまして、8ページをごらんいただきたい と思います。予算の中身につきまして御説明を いたします。

病院事業会計では、8ページ、9ページの収益的収支、これは、一事業年度の経営活動に伴って発生するすべての収益、費用をあらわすものでございます。それと、10ページに資本的収支というものを挙げております。これは、施設の整備でありますとか医療機器の購入など支出の効果が次年度以降に及ぶもの、こういったものを分けて計上しております。この2つの区分になっております。

まず、8ページの収益的収支のほうから御説明をいたします。

(1) の収益でございますが、総額で273 億1,772万5,000円で、前年度当初と比べまして1.0%の増を見込んでおります。下に主な収益

の内容を掲げておりますが、このうち病院事業 収益の7割近くを入院収益が占めております。 入院収益につきましては、延べ入院患者数(36 万人余) については、在院日数が短縮すること などによりまして減少が見込まれておりますが、 診療単価が上昇すると見込まれますので、前年 度と比べまして1億5,000万円余、0.8%増の188 億3,025万9,000円を見込んでおるところでござ います。また、一般会計繰入金でございます が、39億3,444万3,000円でございまして、前年 度に比べまして0.5%の増となっております。な お、このページの一番下に記載しておりますが、 繰入金の中に含まれております地域医療再生基 金を除きました24年度の収益的収支と10ページ の資本的収支、これへの繰入金の合計は50 億2,500万円余ということで、前年度とほぼ同額 の繰入額となっております。これにつきまして は、先ほども御説明しましたが、平成18年度に58 億円繰り入れておりましたが、計画どおり8億 円の逓減が図られているところでございます。

次に、9ページをごらんください。病院事業の費用でございますが、総額で276億8,501万9,000円でございまして、前年度と比べ0.6%の増を見込んでおります。費用のうち主なものでありますが、給与費が135億8,044万4,000円ということで、前年度に比べまして3億9,000万円余、3.0%の増となっております。これは昨年4月の地方公営企業法等の改正によりまして、平成26年度から退職給与引当金の引き当てが義務化されることとなりましたことから、本年度の予算から、給与費の中に退職給与の引当予定額として新たに3億円を増額しまして、4億円の引当額を計上したことによりましてこのような増加となったところでございます。その他、材料費あるいは経費につきましては、節約に努め

ながらも高度医療の推進や病院運営等に必要な 額を計上しているところでございます。

以上の結果、(3)収支でありますが、3 億6,729万4,000円の赤字としております。これ は、前年度と比較いたしますと、8,900万円余収 支が改善した予算となっております。

続きまして、10ページをごらんいただきたい と思います。資本的収支でございます。

まず、(1)の資本的収入でございますが、55億3,161万3,000円でありまして、前年度と比べまして32億6,101万円、143.6%の増加と大幅な増加になっております。資本的収入の内訳は、下にありますように、企業債と一般会計負担金でございまして、そのうち一般会計負担金につきましては、前年度に比べ12億5,000万円余の増加となっておりまして、地域医療再生基金による繰り入れが増加したことによるものでございます。このようなことから、資本的収入は大幅な増加となっております。

次に、(2)の資本的支出でございますが、73億5,302万7,000円で、前年度に比べまして31億4,000万円余の増となっております。これは建設改良費が43億円余となっておりまして、31億円余の増加となっております。その要因としましては、救命救急センターの整備あるいは高額医療機器の購入など、先ほど御説明した新規・重点事業等の実施に伴いまして増加しているものでございます。資本的支出といたしましては、その他、電子カルテシステムの開発に係る開発費あるいは企業債の元金の償還金、こういったものを計上しているところでございます。

その結果、(3)の収支でございますが、18億2,141万4,000円の収支不足ということでありまして、不足額につきましては、損益勘定留保資金などによりまして補てんされることになっ

ております。

続きまして、最後の14ページをごらんいただきたいと思います。県立病院における医師確保の状況でございます。

まず、1の医師数の推移でございます。過去10年間の4月1日現在で比較しておりますが、平成17年度までは150名台、17年度が158名でございますが、18年度以降、全体の総数は増加してきておりまして、今年度、平成24年度は過去最高の178名となったところでございます。

次に、2の医師数の状況でございますが、同 じく、ことし4月1日現在の病院、診療科別の 状況を掲載しております。総数では過去最高の 医師数になっておりますけれども、中身を見ま すと、延岡病院につきましては、今年度から精 神科医が1名、常勤の医師がお見えになりまし た。しかしながら、消化器系の内科であります とか神経内科、眼科におきましては、医師の不 在のため、現在も休診を余儀なくされていると いう状況がございます。それから、日南病院に つきましても、精神科、神経内科あるいは皮膚 科といったところが医師数がゼロということで 休診となっております。県立病院の医師確保に つきましては、全国的な医師不足の中で非常に 厳しい状況が続いておりますけれども、県民へ の医療サービス確保の観点から、また、先ほど 御説明した第2期の中期経営計画の着実な推進 のためにも、その確保が喫緊かつ最重要の課題 でございます。今後とも、地元の宮崎大学を初 め、各大学の医局に医師派遣を繰り返し強力に 要請いたしますとともに、本県出身の医師であ りますとか、あるいは臨床研修医への個別の働 きかけ、そういったことも行うなどしまして、 医師確保に全力で取り組んでまいりたいという ふうに考えております。

説明は以上でございます。

○髙橋委員長 執行部の説明が終わりましたが、 委員の皆様方からの質疑を求めたいと思います。 質疑はございませんか。

○井本委員 延岡病院の精神科の先生が今度来 てくださって、本当によかったなと思っている んです。前、ここにいた清山議員に言わせると えらい立派な先生だという話で、来て、待遇が 悪いとか、がっかりされるとまた困るなと思っ たり、いろいろ心配もしておるんですけれども、 そういうことのないようにひとつお願いしたい と思っております。よろしくお願いします。

それと、この前、県病院の受付の人たちと話 していたら、受付の人というのはニチイの人た ちなんですね。そんなものは全然知らんかった。 私も県会議員でありながら、「へえ、そんな仕組 みになっていたの」とびっくりしたんですけれ ども、本当にうかつなことでありました。それ はそれで、経費を削減するためとか、効率的な 運営のためにということで、いろいろ御苦労な さってそういう仕組みに恐らくしたんだろうと いう気はするんですけれども、ここに書いてあ るように職員が一丸となったという、果たして 一丸となれるのかなと、私なんかそういう気が した。看護師さんはもちろん県職員でしょう。 掃除やらする人たちは臨時か何かでやっている。 ランドリーをやられる人はまた別のところとか、 みんな組織的に別々になっているんですね。一 丸となってということは言えるのかなという気 がしたんですが、その辺のことはどうですか。

○桑山病院局次長 まず最初の医師確保の関係 でございますが、病院局のほうでは、医師の初 任給調整手当の増額ということを先ほど申し上 げましたが、平成21年度だったでしょうか、そ の額を見直しまして、特に延岡病院のほうはほ

かの病院よりも数十万程度高くしまして処遇の 改善を図っておりますので、引き続き処遇改善 には十分努力してまいりたいと思います。

それから、委託のお話が特に外来等でございましたが、病院の医事業務につきましては、非常に専門性が高い業務でございますので、古くは昭和50年代の後半から、職員による直営の状態から委託が徐々に入ってきております。そうした中で現在の病院局の各病院では、相当程度に委託が進んでいるわけでございますが、専門性が非常に高くて、施設基準の問題であるとか診療報酬点数の請求漏れがないようにとか、そういった中では、熟練した方々に業務を委託しつつ、職員のほうもしっかり勉強して中身をチェックしていくという体制が好ましいのではないかというふうに思っております。

また、病棟の看護補助業務等につきましても、 現在、非常勤職員を充てておりますが、県職員 でやっておりましたときよりも数をふやすなり して、サービスが落ちることのないよう努めて いるところでございます。

○井本委員 いい先生が来ていただいている。 お給料の件だけを話されたけど、お医者さんの 話を聞くと、やりがいを求めて来ている方が多 いようですね。その辺のところをがっかりさせ んようにひとつお願いしたいなと思っています ので、病院長、何かありましたら。

○楠元延岡病院長 延岡病院の楠元でございます。今、北先生に来ていただいているんですけれども、この先生には、今回4月1日に赴任される約半年前ぐらいから当院には月1回とか週1回来ていただいて、どういう環境で仕事をしたいか、どういうことがしたいかというのを意見交換しながら、当院としてはそれができるような体制づくりはやってきたところです。最近

でも、会うたびにというのも変ですけれども、 会ったら、仕事をしやすいかどうかとかそうい う声かけ等をやっているところです。今聞いて いる範囲では、特別不満といいましょうか、そ ういうものはないようですので、今後もそうい うものは続けながら、働きやすい形で頑張って ほしいなと思っているところでございます。

○井本委員 それともう一つのほう、私が懸念するのは、確かに専門的なことであるからそういうところに任せにゃしようがないのかなという気はするけど、いわゆる一体感というものはどうやってつくっていくのかなという、その辺をちょっと心配するんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

○渡邊病院局長 私、就任しまして各病院回っ ていまして、きょうも日南病院に行くんですけ れども、延岡病院、日南病院、今、局長として、 職員の皆さんに私の考えなり病院の経営方針を 御説明しています。そのときに、実は委託職員 もその中におります。つまり、職員だけじゃな いんです。委託職員もできるだけ集まっていた だきまして、職員全員に私の考え、その後に病 院長の訓辞をされていまして、当然委託職員に も、この病院の置かれている状況あるいは今後 の経営方針、そういうものをちゃんとわかって いただくという取り組みをやっておりますので、 私は、そのあたりは、委託職員あるいは正職員 区別なくこういう考え方を伝えて、そして、委 託職員とはいえ、延岡病院あるいは宮崎病院、 日南病院に勤務しているわけですから、一緒に なって良質な医療提供あるいは経営改善に取り 組んでいただく、そういう形で御説明していき、 また、そういうふうにやっていただくようにし たいと思っています。それから、委託先の経営 者のほうにもそのあたりを伝えなきゃいけない

と、そういうふうに思っています。よろしくお願いしたいと思います。

○井本委員 区別なくと言うけど、一人一人働 く条件やら全部違うわけだから、こっち側のこ とばかり押しつけるんじゃなくて、本来は、彼 らの考え方を聞いて、そしてそれをこちらの考 えと融合させていくという、そういうことが私 は大切だと思いますよ。私が受付の女の子に、

「事務局長はだれか知っているか」と言ったら 「知らない」と言う。えっという話でしたが、 受付とかあの辺の人たちと、皆さんと融合して いくというか、そういうものを持たにゃいかん のじゃないかなと私は感じたものですから、今 後ひとつ頑張っていただきたいと思います。よ ろしくお願いします。

○坂口委員 損益勘定留保資金のところで、毎年の繰り入れとか、どういったときにこれがされていくかといったようなこととか、健全性とか、そこらを大体でいいんですけど、教えていただけますか。

○桑山病院局次長 先ほど資本的収支の補てん財源として損益勘定留保資金のお話をさせていただいたんですが、損益勘定留保資金というものは、収益的収支において現金支出を伴わないもの、具体的には減価償却費でありますとか、あるいは資産を処分した場合の残る価値──資産減耗費とか、こういった現金支出を伴わないりますので、そういったものがこの資本的収支の赤字額のところに補てんとして回るということでございます。現在、減価償却前の収支は10数億円台の黒字が続いておりますので、資金的には十分余裕があるという状況でございます。

○坂口委員 毎年何らかの一定のルールという か算出根拠とかがあって計画的充実というよう な手法じゃなくて、その都度、そのときの決算 状況というか、償却残のいろんな機器類等の処 分代、そういうようなものが変動的に歳入され ていく、繰り入れられていくというような性格 なんですか、キープの状況。

○桑山病院局次長 お尋ねの趣旨と合っている かどうかわかりませんが、補てんする金額が余り大きくなり過ぎたりしますと経営に影響が出てくるということになろうかと思うんですが、 当然、資本的支出で医療器械あるいは病院の施設の整備等を行いますけれども、高額のものについては計画性を持って、一どきにたくさんの整備をしますと、具体的には、延岡、日南の両病院一緒に整備した結果として相当程度収支が悪化したという部分もありますが、計画的な病院の整備を行うことによりまして、補てんの額も一定程度コントロールされて、経営に対しては安定的に対応できるといいますか、そういうように心がけているところでございます。

〇坂口委員 そこらのところで小回りというか、 これを尋ねる根拠なんですけど、例えば、今、 特に医療機器類とか進んでいく中で、公有財産 のあり方としては、高度な機器なんか償却して いるしていないという判断が大きいと思うんで す。これと、病院の経営という極めて民間の経 済活動に近いような中での機器の入れかえです よ。償却残が相当あるのに償却して今の医療に こたえられるとか、経営改善のためにはここで 入れかえることが必要なんだと、MRIなんか 入れかえたりとかいろいろありますよね。そう いうときに十分対応できるような留保というも のを持っていないと、一般会計から繰り入れて 買っていくということでは限界があるんじゃな いかという気がしたものですから、そういった 大まかな考え方――これはどういう目的でもっ

てどういうぐあいに財源をしっかり確保していくんだというようなものが一つ考え方として、 あるいはルール立てられているものがあるかないかを聞いてみたんです。

○桑山病院局次長 おっしゃるように医療機器 につきましては、当然、経営の観点からします と長く使ってやっていくべきだろうと思います が、医療技術等進歩する中で、かつ一方で県立 病院の役割として、民間ではなかなか提供でき ないような高度な医療を行う必要もございます ので、今回は国からの地域医療再生基金等もご ざいましたので、そういったものを活用しなが ら、CTとかリニアックとか大型の医療機器を 整備しておるところでありますが、やはり病院 の経営的なことを考えますと、通常の赤字・黒 字の世界の中、しっかり黒字あるいは黒字に近 い経営を行いまして、償却前の黒字を確保しな がら、一方で医療機器についてはなるべく一ど きの負担がないような平準化を図りながらやっ ていくということで考えておるところでござい ます。ただ、県病院の役割というものが、民間 よりも、県民医療のためにはある意味不採算と いう部分であってもやらなきゃいけないものが あると思いますので、そういったものにつきま しては、必要に応じて一般会計からの繰り入れ 等もお願いしながら設備の更新等をやっていき たいというふうに考えております。

○坂口委員 今回の交付金というのは、例外的 に拠点病院の整備とかのためで、政策的にやら れたもので、これが毎年当てになるわけじゃな いと思うんです。

そこで、一つには、県内にPETが入ってきたとき、そこに患者が流れますよね。お医者さんが動いたとき、そこに患者が流れたりします。その中で経営改善でとにかく赤字をなくせとい

うことをやっているわけでしょう。一方では、 器械を入れたばかりで償却残がかなりあると。 これを更新するというのは公有財産としてきつ いんじゃないかと思うんです。入れかえれば確 実によくなるんですよといったようなときに、 第三者機関なりがその判断をして、経営改善の ために入れかえるべきと。それから、先ほどの ように政策的な医療のために採算にはこの間目 をつむってでも充実していくべきというような、 そういう判断で出ていくことが必要じゃないか と思うんです。第2期まで経営改善をやってき てぎりぎりのもので詰めて今後さらにやってい こうとするとき、数字だけが先走りして現実が 伴わないというようなことがあり得るんじゃな いかと思ったものだから、留保財源をしっかり ここで備蓄していけば、何らかそこで小回りが 利くようなことができるんじゃないかと思った んです。質疑の説明がまずかったかもわからん ですけど、そういう趣旨の質問なんです。

〇井上委員 久しぶりに厚生常任委員会に来た んですが、細かいことについてはきょうは初会 ですのであれなんですが、一つだけ気になるの が、昨日、深夜の番組を見ていましたら、千葉 県の防災計画が出ていまして、それによって、 どこからどのあたりまで水が来るのかとかそう いうことが全部シミュレーションされたものが 出たんです。多分宮崎県もそれは十分にあると 思うんです。今議会の前段の臨時議会のときに も災害拠点の関係のことで議論があって、特別 委員会を設置したらどうだろうかという話まで 出たぐらい議論をさせていただいたところです。 それで、災害拠点と言えば、拠点の中で必要な ものの中に医療というのは物すごく大きなあれ を占めていくわけです。ぱっと考えたときに、 日南病院は上のほうにあって、延岡病院も2階

に診療のあれなんかもあるんですが、県立宮崎 病院は、私は宮崎市ですから、水がそのまま来 た場合、1階で診療機能というのは本当に確保 できるのだろうかと。今後、いつかの委員会の ときに皆さんの議論の経過というのを出してい ただけばいいんですが、災害拠点病院として、 災害時に診療機能がそのままきちんと確保でき るのかどうか。日南はどうなのか、延岡はどう なのか、県立宮崎病院はどうなのか。先ほどお 金のない話が出た後で恐縮なんですけれども、 現実に災害時の医療機能がきちんと残って確保 できるのかどうか。きのう千葉県のを見ていま して、宮崎はどうなんだろうというのでちょっ と気になりました。まず、その議論をする余地 があるのかないのか。今の現状のままでしかや れないんだということをお考えなのか。もちろ んそのための努力をされているというのはきょ う説明していただいたんですけれども、本当に それが可能かどうか。今後そのような議論をさ れるおつもりがあるのかどうか、そこを聞かせ ていただきたいと思います。

○桑山病院局次長 災害時の診療機能の維持という観点からの御質問かと思います。現在の3病院の状況を申し上げますと、宮崎病院が標高6メーター、海からの距離は6.5キロあります。ただし、大淀川からは1キロということで、津波ということではなく、川のはんらんということも想定される状況にあります。延岡病院につきましては、標高5メーターで海岸からは4キロという状況。日南病院につきましては、標高10メーターで海からは1キロという状況でございます。

こういう状況にあるわけでございますが、先 般出された津波の高さ等考えまして、病院機能 は大丈夫かということになるわけですけれども、 今回の事業の中でも、災害拠点病院としての機能強化ということで、延岡病院については、改築時に大瀬川のはんらんということも視野に入れながら、災害用の非常用電源につきましては、発電設備につきましては、上の階のほうに既に設置しておりましたので、あとは配線といいますか、そういうものを切りかえて、迅速・安全に対応できるような工事を予定しては、地下のほうに非常用の発電設備がありますが、大きに例えますと、宮崎が大型バス、日南が中型バスぐらいの大きさがありますので、移設は不可能ですので、新たに非常用の発電施設を今回の事業で整備して、診療に必要な電源が確保できるようなことを予定しております。

それから、病院のあり方としましては、災害等があった場合、必要最小限の医療機能、診療機能が維持される。そのためにはどうしたらいいかということは絶えず考えるべき問題でありまして、いろいろ検討しているところでございます。例えば宮崎病院につきましても、救命救急センターの整備でありますとか、あるいはへリポートの設置検討でありますとか、そういったことが今後なされていくことになると思います。おっしゃるような趣旨を十分踏まえて今後検討していく必要があるというふうに思っております。

○井上委員 私ども委員がそれについての認識を統一できるような、共通認識を持てるような シミュレーション──医療機能としてどういう ふうなことが、県民にとってここに安心のあれ があるという。防災マニュアルだけだとどうし てもわからないんです。医療はこうでというふ うになっているだけで具体性が非常に乏しい。 拠点病院としてその機能を本当に生かせるよう な状況であるのかどうかという、それはやはり 考えていく必要はあるのではないかというふう に思っています。それに対して財政的な措置が 必要であるとするなら、そこは確保していく必 要というのが、惨事が起こってからではまずい わけで、よく丁寧な議論をしておいていただい て、そのたびごとに委員会にもきちんと議論経 過の提供をお願いしたいと思っています。

○渡邊病院局長 今、井上委員が指摘されたこ とは非常に重要なテーマでございまして、特に 宮崎病院につきましては、宮崎市のハザードマッ プでも浸水地域なんです。大淀川に非常に近い。 あそこは基幹災害拠点病院なんです。そういう 状況の中で、かつて台風17号、これは平成17年 かそれぐらいだったと思いますが、潤和会病院 が全部つかりまして、診療機能の1階部分が全 部だめになってしまったという経験もあります。 したがって、津波とか地震だけじゃなくて、基 本的に、特に宮崎病院については、どういう形 で今後災害対応型の病院に切りかえていくのか というのは大きな議論として残る。単に非常用 発電を上に上げるだけじゃないというふうに私 は思っていまして、このあたりを病院局内で今 からスピード感を持って議論していきます。ど ういう形で最終的にいい形になるのか。病院と いうのは大変お金がかかりますので、必要最小 限の医療機能、診療機能が低下しない形で、ど ういう形で設計できるのか、そのあたりを早急 に検討して一つの考え方を出していかなきゃい けない、そういうふうに思っていますので、よ ろしくお願いしたいと思います。

〇井上委員 ぜひ県全体でつくる防災マニュアルの中に、計画の中にきちんとそこを位置づけておいてもらいたいというのが私の願いなんです。民間病院のところも大変だと思いますが、

そこあたりも少し頭に入れながら、補完できるところはそこも補完しないといけないと思うんですけれども、今、病院局長は、問題意識があるというふうに言っていただいたので、そこは安心しましたが、私ども委員会も議論したいと思いますので、ぜひ議論経過を提供していただきたいというふうに思います。

〇髙橋委員長 ほか、ございませんか。

それでは、以上をもって病院局を終わります。 執行部の皆様には御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前10時50分休憩

午前10時55分再開

〇髙橋委員長 委員会を再開いたします。

先般の臨時県議会におきまして、私ども8名 が厚生常任委員会委員となったところでありま す。

私は、このたび、厚生常任委員長を仰せつかりました日南市選出の髙橋でございます。一言 ごあいさつ申し上げます。

昨日、ドクターへリ導入記念のシンポジウムがございまして、私も出席させていただきましたが、この間、皆様方の御尽力によって導入できたこと、本当にありがたく思っていまして、敬意を表したいと思います。

大変財政が厳しい中で、福祉・保健・医療分野、私は切ってはならない分野だというふうに思っています。いろいろ課題は多うございますが、知恵を出し合って県民の安心・安全のために努力してまいりますので、皆様方の御指導をよろしくお願い申し上げます。

それでは、委員の皆様を紹介いたします。

まず、私の左隣が、都城市選出の二見副委員長でございます。

次に、皆様方から向かって左側ですが、児湯 郡選出の坂口委員です。

延岡市選出の井本委員であります。

都城市選出の内村委員であります。

続きまして、向かって右側ですが、都城市選 出の中村委員であります。

宮崎市選出の井上委員であります。

宮崎市選出の前屋敷委員であります。

次に、書記の紹介をいたします。

正書記の阿萬主幹であります。

副書記は、橋本主任主事でありますが、本日は欠席しておりますので、伊豆主幹がかわって 務めます。

次に、福祉保健部長のごあいさつ、幹部職員 の紹介並びに所管業務の概要説明等をお願いい たします。

〇土持福祉保健部長 皆さん、おはようございます。福祉保健部長の土持でございます。どう ぞよろしくお願いいたします。

委員の皆様方には、このたび、厚生常任委員 会の委員に就任していただきまして、まことに ありがとうございます。

私ども福祉保健部でございますけれども、御 承知のとおり、高齢者、障がい者、児童の福祉 の増進、さらには地域医療の充実、県民の皆さ んの健康づくり、食の安全・安心の確保など、 県民の皆さんの生活に直結した大変重要な役割 を担っております。そういうこともございまして、 県民の皆さんの関心とか施策の充実に対する期待というものも大きいものがございます。 私どもといたしましては、そうした県民の皆さんのニーズに的確に対応していきますために、 今後とも、住民目線ということを基本に据えまして施策の推進に努めてまいりたいというふうに考えております。国、地方を通しまして大変 厳しい財政状況にございますけれども、県民の皆さんの、安全で安心で、そして心豊かに生活ができますように、福祉保健行政の一つ一つの課題に誠心誠意対応いたしまして、その実現に努めてまいりたいというふうに考えておりますので、委員の皆様方の御指導と御鞭撻を今後とも賜りますようによろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。 委員会資料の1ページをごらんいただきたい と思います。

初めに、福祉保健部の幹部職員を紹介させていただきます。

福祉担当次長の安井伸二でございます。

保健・医療担当次長の冨髙敏明でございます。 こども政策局長の日隈俊郎でございます。

部参事兼福祉保健課長の大野雅貴でございます。

医療薬務課長の郡司宗則でございます。 薬務対策室長の竹井正行でございます。

国保・援護課長の青山新吾でございます。

長寿介護課長の川添哲郎でございます。

障害福祉課長の孫田英美でございます。

就労支援・精神保健対策室長の中西弘士でご ざいます。

衛生管理課長の青石晃でございます。

健康増進課長の和田陽市でございます。

感染症対策室長の肥田木省三でございます。 こども政策局こども政策課長の長友重俊でご ざいます。

同じく、こども家庭課長の古川壽彦でござい ます。

最後に、議会を担当いたします福祉保健課企 画調整担当主幹の丸山裕太郎でございます。

名簿には課長補佐以上を記載しておりますけれども、紹介は省略をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。福祉保健部の組織及び業務概要について 御説明を申し上げます。

まず、組織についてでございますが、平成24年度は部の組織に変更はございませんで、ごらんのとおり、本庁が9課3室、出先機関が31所属となっております。

次に、4ページを開いていただきまして、本 庁各課及び所管出先機関の業務概要についてで ありますが、4ページから20ページまで各課ご とに記載をいたしておりますので、後ほどごら んいただきたいと存じます。

21ページをごらんいただきたいと思います。 今年度の福祉保健部の予算等の概要について御 説明を申し上げます。

まず、(1) 平成24年度福祉保健部の当初予算についてであります。今年度の県の一般会計の当初予算額でございますが、5,728億3,000万円で、平成23年度当初の骨格予算と6月補正の肉付け予算を合わせました肉付け後の予算額と比較をいたしまして、77億2,000万円、1.3%の減となっております。

福祉保健部の予算額でありますが、一般会計で982億1,549万2,000円で、同じく前年度の肉付け後の予算額と比較いたしまして、7億3,594万1,000円、率にして0.8%の増となっております。各課別の予算につきましては、2、福祉保健部・課別予算額の表のとおりでございます。また、特別会計の母子寡婦福祉資金特別会計につきましては、当初予算額3億1,822万6,000円で、対前年度比6,256万3,000円、率にいたしまして16.4%の減となっております。この結果、一般会計と特別会計を合わせた福祉保健部の予

算の合計額は、985億3,371万8,000円で、前年度の肉付け後の予算額と比較いたしまして、6億7,337万8,000円、0.7%の増となっておるところでございます。

次に、22ページをお開きいただきたいと思います。総合計画「未来みやざき創造プラン (アクションプラン)」の重点施策における福祉保健部の重点推進事業についてでございます。

ごらんの体系図は、未来みやざき創造プランのうち、平成23年度から平成26年度までの4年間で取り組みますアクションプランの10の重点施策(プログラム)がございますが、その中から、関係します4つの重点施策における福祉保健部の重点推進事業を掲載しております。

4つの重点施策のうち、まず、「危機事象への対応と再生・復興プログラム」につきましては、災害医療対策の強化などに取り組んでまいります。「脱少子化・若者活躍プログラム」につきましては、地域全体での子育て・子育ち支援による不安や負担の軽減などを推進してまいります。「健康長寿社会づくりプログラム」につきましては、生涯を通じた健康づくりの推進、高齢者の活躍の場づくり及び地域医療の再生に取り組んでまいります。「安心で充実した「くらし」構築プログラム」につきましては、自殺のない地域社会づくりなどを推進してまいります。

本日は、この中から、主な新規・改善事業を 御説明いたします。

24ページをお開きいただきたいと思います。 福祉保健部の重点事業についてでございます。 まず、①災害医療対策の強化でございます。 危機事象への対応と再生・復興プログラムに関 連する施策といたしまして、まず、1の災害拠 点病院等機能強化事業では、災害時に関係機関 が迅速かつ的確に情報収集ができる体制の整備 などを図ってまいります。2の災害医療人材強化・育成事業でございますが、2次医療圏ごとに「災害医療コーディネーター」を配置いたしまして、大規模災害時に必要とされる医療が迅速かつ的確に提供できる体制を構築してまいります。3のDMAT支援事業は、急性期の災害医療を担うDMATに対しまして研修や資機材整備のための支援を行い、いつ大災害が起きても対応できる体制を整えてまいります。

右側、25ページでございます。②子育て・子育ちの支援体制づくりであります。脱少子化・若者活躍プログラムに関連する施策といたしまして、まず、1の「未来みやざき子育て県民運動」推進事業でございますが、昨年度から展開しております「未来みやざき子育て県民運動」について、引き続きその趣旨を県民の皆様へ広く啓発いたしますとともに、さらなる機運の醸成を図ってまいります。2の病児等お助け保育モデル事業でございますが、保育所等に入所している子供の急な発病の際に看護師を派遣するなどのシステムを構築いたしまして、モデル的に実施してまいります。

26ページをお開きいただきたいと思います。 3のみやざきの「子育て力」活性化事業といた しまして、各地域で子育て支援活動を行う団体 に補助を行いますとともに、4のファミリーサ ポートセンター設置事業といたしまして、下の 図にありますとおり、子供の一時預かりなど、 住民による相互援助の子育て支援の仕組みづく りを行ってまいります。

なお、右側、27ページに未来みやざき子育て 県民運動の取り組みについてということで、推 進方針と24年度の主な取り組みを参考までに掲 載しております。ごらんいただきますと、福祉 保健部を初め、関係部局の事業を掲げておりま すけれども、関係部局と十分連携をいたしまして各種事業を全庁的に推進してまいりたいと考えております。

次に、28ページをお開きいただきたいと思い ます。③がん対策の強化でございます。生涯を 通じた健康づくりの推進に関連する施策であり まして、3月に制定をされましたがん対策推進 条例を踏まえまして積極的に施策の展開を図っ てまいります。まず、1の予防から終末期まで のがん対策体制整備事業でございますが、がん 登録強化事業など総合的ながん対策を行ってま いります。また、2のがん診療連携拠点病院等 医療提供体制強化事業でございますが、がん診 療連携拠点病院等が行います医療機器整備等に 対しまして、経費の負担・補助を行ってまいり ます。3の集団検診体制強化事業でございます が、県健康づくり協会が行いますCT検診車の 追加整備、これに対しまして経費の補助を行っ てまいります。

右側、29ページをごらんいただきたいと思い ます。④シニアパワーの活用促進でございます。 高齢者の活躍の場づくりに関連する施策といた しまして、まず、1の団塊パワー発見・発揮支 援事業でございますが、団塊世代を初めとした 高齢者に対しまして、多様な社会参加の機会を 紹介することにより、NPO等の立ち上げや参 加を促しまして、社会参加のきっかけづくりを 行ってまいりたいと考えております。また、2 の老人クラブ新分野チャレンジ支援事業でござ いますが、60歳代の高齢者にとって魅力的な老 人クラブ活動のあり方を調査・検討する取り組 みに対して支援を行ってまいります。さらに、 3のいきいきはつらつ介護予防プログラム普及 定着事業でございますが、高齢者が家庭や地域 で気軽に取り組める介護予防プログラムの普及

を促進いたしまして、県内各地への定着を図る ための取り組みを引き続き実施してまいります。

30ページをお開きいただきたいと思います。 ⑤地域医療の再生であります。31ページにかけ まして9つの事業を掲載いたしております。ま ず、医療人材の育成・確保に関する事業といた しまして、1の地域医師キャリア形成支援事業 でございますが、医師の学会参加、資格取得に 対する助成や、地域医療の従事経験がある医師 を指導医とする研修会の開催などによりまして、 地域医療を担う医師を養成してまいりたいと考 えております。2の女性医師キャリア支援相談 窓口運営事業では、子供の保育先の紹介や相談 窓口の設置、ライフサイクルに応じた勤務環境 を整備するための意識啓発セミナーの開催など を実施してまいります。また、3、4の事業で は、看護師のスキルアップや看護師等養成所で の教育内容の充実を図りますため、支援を行っ てまいります。

右側の31ページでございますが、次に、救急 医療体制の充実・強化に関する事業といたしま して、5のドクターへリ導入促進事業では、宮 崎大学附属病院でのドクターへリ導入に伴いま す第2ヘリポートの整備やヘリ運航に対する県 民の理解・協力を得るための普及啓発、運航経 費の支援を行ってまいります。6の救命救急体 制強化事業は、救急医療スタッフの研修や設備 整備に対する支援を行いますとともに、救命救 急センターでの処置を終え、急性期を脱した転 院患者の受け入れ機能調査等を実施いたしまし て、関係医療機関の連携体制を再構築するもの でございます。また、7の事業でございますが、 コンビニ受診抑制等による医師の負担軽減を図 るため、県民への意識啓発を行ってまいります。 8の急性心筋梗塞対策機能強化事業でございま すが、死亡率が伸びている急性心筋梗塞への対応を強化するため、拠点病院の機能充実を図ってまいります。最後に9の在宅医療推進事業でございますけれども、今後ニーズが高まる在宅医療について、県内の医療・介護等の専門職の方々の連携推進のための支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

なお、先ほど触れましたドクターヘリにつき ましては、委員長のほうからもお話がございま したが、今月18日に運航を開始いたしておりま す。これに先立ちまして、ドクターヘリの基地 病院となります宮崎大学の救命救急センターに つきましても、今月10日から運用されておりま して、本県の救急医療体制の充実に向けまして 大きく前進したものと考えております。このド クターヘリ及び救命センターの記念式典には、 副議長を初めといたしまして、県議会からも御 出席をいただき、また、昨日開催いたしました 記念シンポジウムには、髙橋委員長を初め、多 くの議員の皆様に参加をいただいておりまして、 この場をおかりいたしましてお礼を申し上げま す。引き続きの御支援、御協力をよろしくお願 いいたします。

それでは、最後に32ページをお開きいただきたいと思います。⑥自殺のない地域社会づくりでございます。安心で充実した「くらし」構築に関連する施策でございます。平成20年度から各種団体・機関等と連携をいたしまして策定いたしました自殺対策行動計画に基づきまして、「自殺ゼロ」プロジェクト推進事業に取り組んでいるところでありますが、24年度からは、新たに地域のきずなの強化を図るなどの取り組みを支援することによりまして、自殺者の減少を何とか図ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

最後に、4のその他についてでございますが、 東日本大震災を踏まえまして、今般、「障がい者・ 高齢者のための防災マニュアル」の作成等を行っ たところでございます。詳細につきまして、障 害福祉課長から説明させますので、よろしくお 願いをいたします。

私からの説明は以上でございます。

○孫田障害福祉課長 障害者の災害対策について御報告いたします。

まず、お手元の資料の概要についてであります。東日本大震災を踏まえ、障害福祉課では、 昨年度、障がい者が避難行動などに支障を来さないよう、災害対策セミナーを開催いたしました。そして、その成果を防災マニュアルとしてまとめるとともに、避難所等に必要な設備等の整備を行ったところであります。

2の事業内容についてであります。

まず、(1) 災害対策セミナーの実施でありますが、東日本大震災の被災者や支援活動に従事された方等を講師としてお招きし、それぞれの障がい特性に応じた災害時の対策等についてのセミナーを、7つの障がい者団体に委託して実施いたしました。この災害対策セミナーの成果や障がい者団体等の意見を踏まえ、お手元にお配りしております「防災マニュアル」の作成を行いました。なお、冊子の作成にあわせて、視覚障がい者向けの点字冊子、デジタル録音図書、及び聴覚障がい者向けの手話DVDも作成したところです。

マニュアルの表紙をめくって、目次をごらんいただきたいと思います。第1章では、自助と共助を踏まえた日ごろの備えについてまとめております。また第2章では、地震・津波、風水害、火山活動などの災害ごとにその発生時の対応を記しております。さらに第3章では、それ

ぞれの障がい種別ごとに、当事者の日ごろの備えやその支援者のとるべき行動等を詳しく記しております。なお、各ページの下側隅にあります四角の二次元コードは、視覚障がい者向けに音声で文字情報を読み上げる装置に対応したSPコードと言われるものであります。また、その横の半円形の切り込みは、そのSPコードの存在を視覚障がい者に知らせるためのものでございます。

次に、資料の(3)聴覚障がい者のための災害時緊急通報システムの設置についてであります。1枚お配りしております別紙の上のほうの写真をごらんいただきたいと思います。これは、音声での情報が入手できない聴覚障がい者に光と文字で避難情報等を伝えます災害時緊急通報システムを、県立聴覚障害者センターに10基設置いたしたものであります。

最後に、(4) 災害用ポータブルトイレの備蓄 についてであります。別紙の下のほうの写真を ごらんください。車いす用と、腹部に人工肛門 等を増設しているオストメイト用ポータブルト イレ各1基を、県央、県西、県北の3カ所に備 蓄いたしたものであります。

以上でございます。

- ○高橋委員長 執行部の説明が終わりました。 質疑はありませんか。
- ○内村委員 資料の26ページにファミリーサポートセンターの件が出ておりますが、ファミリーサポートセンター未設置の市町村と書いてありますけど、どれぐらいあるのかわかりますか。
- ○長友こども政策課長 ファミリーサポートセンターの設置状況でございますが、現在9施設設置されております。(「未設置市町村」と呼ぶ者あり)済みません、設置のほうを答えさせて

いただきます。宮崎市、延岡市、日向市、高鍋町、三股町、都城市、えびの市、小林市、門川町、以上の9市町で設置が済んでおります。ほかのところはまだ未設置というところでございます。

○髙橋委員長 ほかに質疑はありませんか。

○井上委員 予算のことでちょっと教えていただきたいんですけれども、先ほど病院局から似たようなことで全部予算の説明を受けたんですけれども、福祉保健部が持っている予算というのは、例えば宮崎県立病院にとかいろいろ書いてありますね。それというのは、全く福祉保健部を通してお金がぼこっと向こうに行くというだけのことなんですか。それとも、考え方含めて、福祉保健部と病院局含めて議論をして、そして、その予算がそっちで執行されるということなんですか。どっちなんでしょう。

○大野福祉保健課長 一応会計が別でございま すので、病院局は病院局で公営企業会計として 設置すると。一般会計は一般会計で私どものほ うでやるわけでございますが、病院局の経費の 中には、例えば政策医療でございますとか―― 採算のとれない医療とか、本来公でやらなけれ ばならない部分というのが含まれておりますの で、それはそれで病院局と私どものほうで協議 させていただいて、その部分を私どものほうで 予算措置するというふうな形になっております。 **〇井上委員** つまり、議論はきちんとするとい うことですよね。例えば、自家発電装置の移設 等災害拠点病院の機能強化支援ということに なって、福祉保健部が予算を持っているじゃな いですか。これについての考え方みたいなもの というのは、福祉保健部からの考え方として病 院のほうに言うわけですか。こういうふうにし て設置してくださいとか何かそういう提案をす るんですか。

〇日隈こども政策局長 若干知見がございます ので、私のほうから。

病院会計の基本経費については、今、福祉保 健課長が申し上げたとおり、福祉保健部の各課 から基本的な部分を繰り出しという形で出しま す。ただ、病院局のほうでも国庫補助事業とか いろんな事業を活用した、民間病院と同じよう に、せっかくある事業なのでこれを活用したい というような部分については、基本経費以外で 各課が持っている補助事業について繰り出して いただくという形でやっておりますので、例え ば医療薬務課であるとかそういったところから 追加分みたいな形、上乗せ部分ということで繰 り出しをいただくというような形になっていま す。基本部分と、そのときそのときの特殊的な 事情によるものとということでありまして、井 上委員からありました今の施設の整備関係は特 殊な部分に当たるのかなと思います。

〇井上委員 十分な説明をいただき、ありがと うございました。わからないことはおいおいこ ども政策局長にお聞きしたいと思います。

それと、障がい者・高齢者のための防災マニュ アルのことについてお尋ねしたいんですけど、 だれがどこで持っているんですか、このマニュ アルは。

○孫田障害福祉課長 このマニュアルはまだできたてでございまして、きょう以降、各障がい者団体、市町村等に配付する予定になっております。

〇井上委員 これは、県内の障がい者の方の手元に行く可能性は高いということですか。それとも団体どまりなんですか。

○孫田障害福祉課長 作成部数が2,700部ですので、お一人お一人のお手元に配るほどの部数は

ございませんが、障がい者団体を通じまして中 身の周知については努めていきたいというふう に考えております。

〇井上委員 宮崎県の防災基本計画の中で言う 障がい者の方たち、高齢者の方の位置づけです よ、全体的な。その中からして、この防災マニュ アルは範囲が狭まったマニュアルなんだけ ど、2,700部、これは市町村とかにも行くと思うんですけど、こんなものなんですか。

○孫田障害福祉課長 紙の分は2,700部ということでございますけれども、現在、IT等のものも大分進んでおりますので、県庁のホームページ等からも中身は確認できるようになっております。また、別に、視覚障がい者の方のための点字図書も300ほど、さらにデジタル録音の図書を220、あるいは聴覚障がい者向けの手話DVDも200ほどつくっておりますので、お一人お一人までは行きませんが、さまざまな入手方法があるかと考えております。

○井上委員 今度は逆の立場から言うと、この前の東日本大震災のときに非常に問題になったのは、例えば発達障がいの子供さんたちとか含めて避難所に行けない方たちがいるわけです。子供が多動だったりでそこでパニックを起こしたりということもあるわけです。本来、障がい者の方たちの状況というのは、同じ避難所で、そこに来るかもしれない地域の皆さんが知ったほうがいいという、そういう啓発の部分も多いと思うんです。そこがないと、障がい者の方たち、高齢者の方たちだけがそれを知っていれば済むという問題ではないと思うんです。そこについては、今後こういうことも含めて啓発をしていくということでよろしいんですか。

○孫田障害福祉課長 もちろんこれだけで十分 と考えておるわけではございませんので、当然 啓発はこれからもどんどん進めていきたいと。 なお、今、井上委員がおっしゃいました、いろいろな障がいを持っている方々の避難所につきましては、お手元マニュアルの24ページをお開きいただきますと、ミニ情報として「福祉避難所について」というページがございます。こういった制度もありますということも。今後ともさらに啓発は進めていく必要があるかと考えております。

〇前屋敷委員 関連して1件。光と電光掲示板 の緊急通報システム、これはセンターに10基と いうことで、まず、第一歩なんだろうと思うん ですけど、いつ、どこで災害に遭うかわからな いということもあるので、今後の見通しとして、 最低でも公営施設あたりにこういう通報システ ムを設置するという方向性があるんでしょうか。 〇孫田障害福祉課長 現在、具体的な予算措置 等ではまだ準備はしておりませんが、まず、こ ういったものが設置されたことによってどの程 度有効性があるのか、実際に試してみることが ないことが一番なんですが、さまざまなところ で需要が――多くの方が集まるようなところに おきましては、特に障がいを持っている方は情 報弱者となりやすいということが今回の震災で も言われておりますので、さまざまな方法でそ ういった方々に情報を伝える手段というのは今 後とも取り組んでいかなければならないかとい うふうに考えております。

○井本委員 去年、私も防災対策特別委員会の 委員長をやっていたものですから。助かった人 たちというのはほとんど自助、共助までなんで すね。公助というのはほんの少ししかない。特 に、障がいを持った人は自分で逃げることはほ とんど不可能ですから、公助に頼らんとやって いけんのです。公助というか共助。そばにおる 人に助けてもらわんと逃げられんと。はっきり 言って、自分で逃げろといっても逃げられんか ら。最初これを見たときに、この書き方はどう かな。自分の身は自分で守ると書いてあるけれ ども、もちろんそうなんだけど、障がいのある 方たちは人に助けてもらわないとしようがない んだということをもっと前面に出さんといかん のじゃないだろうかなと。これを見たときに、 読んだときにどうかなという気がしたものだか ら。もちろんその後に、地域での支え合いとい うことで書いてあるんだけれども、むしろこっ ちのほうが障がい者にとっては中心じゃないの かなという気もするんです。ある地域なんかで は、あの障がい者にはあの人が行く、あの障が い者にはこの人が行くというふうに全部決めて あるというところがありました。そういうこと をぴしっとせんと、障がい者はとてもじゃない がひとりで逃げられませんから、もうちょっと この辺の書き方もあったんじゃないかなという 気がするんだけど、どうかな。

○孫田障害福祉課長 御指摘のとおり、障がい 者御本人の力で災害から逃れることは非常に困 難だということは当然のことでございますが、 記述量が若干少ないとはいただいた上で地域 で支えるということが必要ではないかと。御本 人にまず不断の備えがない中で地域で周りがと えるということは非常に困難ではないかとがないます。今回は、障がいとはするということを用意してくださいうるうにとが、ある意味、このパンフレットの第一義であろうかと思っております。なおかつ、次の第3章以降、障がいに応じた対応というところでは、御本人の備えに対してほぼ同じ量で、支援する人のためにという形でページを割いて 立てをしておりまして、支える人たちが、何を 求められているのかがわからないというのが、 障がい者の方を手助けする際にしばしば問題に なる点だということですので、その点を配慮し た構成をとっているというふうに考えておりま す。なお、地域での支え合いについては、さら に啓発が必要ではないかというふうに考えておりま ります。

○井本委員 わかっておればいいんだけどね、 ちょっと見たとき、これで大丈夫かなという気 がしたものだから、次にパンフレットをつくる ときには、共助ということをもうちょっと前面 に出してもいいかもしれんなという気がしたも のですから。

○髙橋委員長 ほかに質疑はございませんか。 ○井本委員 自殺対策ということで、新規で地域の絆の強化(地域のキーパーソンの養成)と。 一歩前進だと思いますが、この後どういう展開 にしていかれようとしているのか、その辺をも う一回。

〇中西就労支援・精神保健対策室長 まず、現 状からお話をさせていただきますと、平成19年 に知事を本部長とする宮崎県自殺対策推進本部 を設置いたしまして、この4年間、このタイト ルにあります「自殺ゼロ」プロジェクト推進事 業ということで総合的な対策を進めてまいりま した。32ページの(1)から(5)までの5本 柱で推進をしてきたところであります。その結 果として、平成19年が最悪というか、394人とい うピークを迎えておりました。その後、毎年30 人ずつ減少をいたしまして、平成22年に307人と いうことになっております。この総合対策とい うのが、ある程度というか、それなりの成果は あったと理解しておるところです。

ただ、警察統計、これは発生地ですから、23

年は公表されております。平成22年に警察統計では320人だったものが23年は338人と、やや増加傾向ということで、今まで30、30、30、約87名3年間で減ったんですけれども、ここに来てどうも横ばいないしは増加というような厳しい状況がございます。今まで活動してきた中で、実は、地元で市町村とか民間団体等が先駆的な取り組みをしておりまして、西諸を中心にして、例えば「1日30人と話そう会」とか、孤立を防ぐ居場所づくりとしてのサロン運営などの取り組みが民間活動の中で見られるようになった。これはすばらしい事例ということで、こういったものを各市町村、民間団体の方に周知をしていきたいというのが一つであります。

それから、今後この自殺対策を実効性あるものにするためには、やはり、身近な地域での市町村、それからNPOの民間活動の取り組み、先ほどの事例が示しますように大事であるということで、この改善事業の中で、声かけ、見守りなどの地域のきずなづくりに取り組むキーパーソン、リーダーになっていただける方をぜひ育てていきたいし、支援していきたいと。

その先ですけれども、身近な地域できめ細やかに直接住民の方に働きかけていく活動でないと、300人を下回るというところにはなかなか行かないのではないかという反省をこの総合対策の中で感じました。それで、市町村長さんを中心に、地域の実情に御理解をいただくために、まず、自殺の現状をお話をさせていただこうと思っております。その中で、ぜひ住民の皆様の命を守るということで、過去いろいめ地域では保健師活動というのも、地域の皆さんの中に直接入っていかれた活動等もお聞きしております。そういった保健師活動の見直しと言っていいかどうかわかりませんが、そういった活動の見直

しなどを含めて、今後、地域での活動のあり方について、市町村、民間団体と十分意思疎通を 図りながら、きめ細やかに活動をしていきたい というのが今回の改善事業の主眼と思っており ます。以上です。

○坂口委員 僕は、自殺問題は、議会でこのこ とを触れるとまだ違和感がある時分、十数年前 にも本会議で取り上げているんです。そのとき、 何でこんなことを行政に言ってくるのかという ような雰囲気の中だったんです。テーマの選択 を間違えたかなと思ったんですけど、深刻にと らえた。方法は難しいと思うんですけど、対症 療法なんです。端末療法なんですね、今やって おられることは。やっぱり入り口ですよ。警察 情報も今示していただきましたけれども、自殺 の原因というのをうつとか病気とかいうもので 大方くるめています。うつに行く前なんですよ。 ほとんどが経済です。生活苦なんです。これは 国としても、国の経済政策、自民党も含めてで すけど、大間違いをやってしまったというとこ ろと、やっぱり避けたいがために、どの部分で 自殺に至った原因をやるのかと。最期のそのと き、死んだとき、どういう病院に通っていまし た。うつでした。当然と言ったらおかしいんで すけど、かなりその可能性は高いんです。なぜ うつになっちゃったの、なぜ病院に行っちゃっ たの、なぜ死んじゃったのというところ。だか ら、入り口を防がないとだめだと思うんです。

そして、30人ずつぐらい減ったと。当然ですよ。入り口に至るための原因がはるか前にあって、そこに来てしまって、減少期に入っているんですよ、自然減に。もちろんかなりな効果は上げていますよ。一人救うのはたいしたもの。だから、それを否定するわけじゃない。相当な効果は上げているけれども、これじゃ、今言わ

れたように限りなくゼロに届くというのは僕は 無理だと思っています。だから、臭いにおいを なくすというそこのところ、安心・安全な生活 が確保できますよというところは、特に経済政 策なんかやっていかないとだめだなという気が するんです。

それから、僕はかなり詳しく話したことがあ るんですけど、もう死のうということを考えた ときは――ほかのいろんな状況はあるかもわか らない――頭の中は死ぬことだけですよ。だか ら、全然怖くないし、相談なんていうのはない です。どうやって死んだら、例えばあいつに迷 惑をかけないかとか、どうやって死んだとき、 周りの者の自責の念を軽減させてあげられるか。 そういうことで方法を考えている。だから、そ このところで手だてをやってとめようとしたっ てなかなか難しい問題で、そこのところを戻し ていく必要があると思うんです。NPOだのボ ランティアだの言っているけど、人の命をそこ に預けちゃだめだと思うんです。公的にそれは 救っていかないと。そこのところの責任はしっ かり持って、もう一度入り口に戻ってほしいと 思うんです。

僕もそのとき、違和感の中で質問をやったのに、それがちょっと雰囲気的に間違えたかなというのがまだ今も残っていて、自殺問題は二度と触れなかったんですけど、ずっと今の流れで来ているんです。だから、それをやるなというんじゃないんですよ。人一人の命は地球より重いと、それは当然のことで、それを救うということは大したことですけれども、そこに至るきっかけを排除しなきゃ根本的に解決するところには至らないと思うんです。だから、公表されるものの分析の仕方もどうやっていくのか。うつ病だったとか、高齢だったとか、病気で療養中

だったというけど、僕はそこに至るところをやらないとだめだと思うんです。そこらのところを何か問題意識を持っておられたら説明いただいてもいいし、なければ、ぜひここをもう一度検討してほしいと思います。

〇中西就労支援・精神保健対策室長 今、坂口 委員が言われたように、自殺という方法論まで 入られた方については、多分もうとめることは 私たちもできないと思っています。自殺対策は 西諸から始まったんですけれども、自殺死亡率 が多かったものですから。その関係で私たちが 青Tシャツを着たり、ワッペンをつけている中 で、今、坂口委員が言われたその前段、いわゆ る悩みで相談をする、そのタイミングしかない と思っています。ですから、そのタイミングで、 だれかに話してみませんか、ひとりで悩まずに だれかに話してみませんか、この主義主張だけ は今も続いていると思っています。ですから、 今、坂口委員が言われたその前段というのは、 だれかに相談できる、そういった人を救う、そ れが私たち行政のやっぱり一番大きな話だろう と思います。

それと、私も1年、この対策の責任者として やらせていただいている中で、一番やはり苦し いなというか、問題だなというか、警察統計と いうのが、今言われたように、健康問題、経済、 生活問題、家庭問題、勤務問題、男女問題、学 校問題、その他という7つの大きな区切りでさ れていますので、これも2年前ぐらいから警察 が努力いただいて、内閣府とも協力をされなが らある程度状況というのはわかってきたんです が、ただ、3つまでは統計として上がりますが、 その先の原因——多重債務であったのか、家庭 問題の子供さんとの問題だったのか、はっきり 言いますと、そこを明らかにできる状況という のはありません。その手法としては、自死遺族に面接という形でしかあり得ないと思っていますが、実は、全国でも平成19年にライフネットと東京大学医学部が調査をされましたが、3万人に対して御理解をいただいたのは305人であったと。そうなりますと、統計的な手法からすると、状況を分析するというのは困難であるという状況も出てきました。

それから、自殺をされた方の家族ですので、 その方のいわゆるPTSDとか、面接をした結果、またその方が自殺に対して直面するといった気持ちの問題もありまして、面接という段階には行っておりません。その中の一つとして、小さいんですけれども、小林保健所、NPO等が月に2回ほど非公表で、「来てください。この場所でお話を聞きます」というような分かち合いの場という形で遺族の方の支援はしております。

ですから、坂口委員が言われたように、かなりこれは困難な部分もあると思いますけれども、 先ほどもお話ししましたように、もう少し市町村までの連携の中で細かくやらないと、本当に自殺を考えられている、その至る部分についてはフォローできない部分があると思いまして、改善という形で事業を進めます。

○坂口委員 かなり内容を分析されていただいていて、今、ありがたいなと思ったんですけど、周りの方への相談、悩み事ありませんかの相談はどの時点でかなと思うんですけど、相談してみようというところに至る部分ではちょっとしたという次元じゃないと思うんです。かなり深刻。そのときに、これは一般論ですけど、人間は、自分が耐え得るストレス――それは一人一人違うと思います――の域を越したところに出ると、人に相談すれば解決できるんじゃないか

とか、なるほど俺はこういう視点から見ていたけど、こう見ればそれは何てことないよなというような、そういう判断力をなくすんです。なくすんですよね。だから、そこのところの域内にあるうちに相談するというのは現実的にあり得ない。もう第2期、第3期に入っていると思うんです。ここを相談で事前にとめるというのも難しいなと。かからないことはないけれども、ある意味、かかる確率は低いというのが一つ。

それから、今のPTSDなんですけれども、 これはやっぱり遺族の会、遺児の会という中で 自主的に、あのときこうなったんだというトラ ウマもなくす、自責の念もなくなって、何とか うちの親なり子なりのような目に遭う人、そう いった遺族をなくしていくために思い切ろうと いうのを自発的に、心がほぐれるまではだめで す。だから、そこでまとめてもらうというのは お任せするということ。行政がやるべきことは 周りですよね、周りからいろんなことを聞いて いって、何がそこに至ったのか、なぜこの人は 病院に行かなかったんだろう、なぜ病気になっ たんだろう、うつになったんだろうというとこ ろをほぐすのは、やっぱり周辺からの地道な取 り組みだと思うんです。それをぜひやるべきじゃ ないかなという感じを持っているんです。

今、警察が原因を7項目に分けて、その他でまとめているとか、それ以上突っ込めないとか言われたけど、警察庁は一時期理由を出さなかった。それは経済的な理由がどんどんふえてきて、日本は経済政策を間違えたというところに行き着く。これは僕の邪推かもわからないけど、そこのところを避けたかったんだと思う。で、周りが騒いで。僕が本会議で取り上げたときはたしか出さない時期を過ぎていて、また出すようになったと思うんですけれども、ぽっとあると

き出てきた。そしたら、うつとか、病気とか、 高齢とか、家族不和にほとんどなっていたんで す。家族不和は何でと。リストラに遭って仕事 もなくなって夫婦げんかが始まったなんとかで すよ。何で病気と。ストレスあるいは栄養状態 か保健状態、そういったものが引き金になった と。それを越していってうつになったと。やっ ぱりことごとく経済なんですよ。だから、国で さえその理由を出したがらなかった時期もある ということを念頭に置いて入り込んでいかない と、僕はなかなかこれは難しいと思うんです。 もちろんそこまで念頭に置いてやっていったっ て限界もあるし難しいと思うんですけれども、 今以上の成果は出るんじゃないかなという気が する。これはお願いにしておきます。

○髙橋委員長 ほかに質疑はありませんか。

〇井本委員 我々自民党部会で秋田に大学の先 生のところまでわざわざ行って話を聞いたら、 原因を特定するのはなかなか難しいんですね、 いろいろ複合的になって。坂口さんが言われる 経済的な問題というのが一番大きいんじゃない かということも、そのときの先生に言わせれば、 3万何千人になったのは、ちょうど小泉さんが ああいうことをやりだしてから、経済のことを やりだしてからふえてきたんだという分析であ りました。恐らく経済問題を解決できれば、も との状態ぐらいまでは、5,000~6,000人ぐらい までは減らせるんじゃないかという分析はして おりました。でも、経済問題をどうかしろとい うたら、これは国家的な問題でなかなか難しい ので、県段階では対症療法的にある程度しよう がないんじゃないのかなと、私なんかそんなふ うに思っているところであります。

○坂口委員 県段階でやれというんじゃないんですよ。そういった根本まで、国なり何なりと

しっかりと連携とりながら、公的に何をやるべきかというものを模索してほしいということです。それから、今、県がやっていることに対しても、最後の砦として守ろうといったらなかなか難しいということです。いっぱい出口があるところをどの網の目で防げばいいか。それよりも最初の出発点で監視するなりそこを分析していくなり、何らかのものが見いだせるはずだということを言っているんです。

○髙橋委員長 それでは、以上で質疑を閉じていいですか。

以上をもちまして福祉保健部を終わります。 執行部の皆様、御苦労さまでした。

暫時休憩いたします。

午前11時49分休憩

午前11時50分再開

○髙橋委員長 委員会を再開いたします。

4月18日に行われました委員長会議の内容に ついて御報告いたします。

委員長会議において、お手元に配付の委員長 会議確認事項のとおり、委員会運営に当たって の留意事項等確認いたしました。時間の都合も ありますので、主な事項についてのみ御説明い たします。

まず、1ページをお開きください。(5)の閉会中の常任委員会についてであります。定例会と定例会の間に原則として1回以上開催し、継続案件を審議する必要がある場合あるいは緊急に協議する事項が発生した場合等には、適宜委員会を開催するものであります。

次に、2ページをお開きください。(7)の執行部への資料要求につきましては、委員から要求があった場合、委員長が委員会に諮った後、 委員長から要求していただくという内容です。 (8) の常任委員長報告の修正申し入れ及び署名についてであります。本会議で報告する委員長報告について、委員会でその内容を委員長一任と決定した場合、各委員が修正等の申し入れを行う場合は、委員長へ直接行うこと、報告の署名は、委員長のみが行うこととするものであります。

次に、3ページをお開きください。(12) の調 査等についてであります。

まず、アの県内調査について。1点目は、調査中の陳情・要望等について、事情聴取の性格を持つものであり、委員会審査に反映させれば事足りるということで、後日回答する旨等の約束はしないということであります。2点目は、委員会による調査でありますので、個人行動はできる限り避けるというものであります。3点目は、県内調査でありますが、特に必要がある場合には、日程及び予算の範囲内で隣県を調査できるというものであります。

次に、イの県外調査についてであります。節度ある調査を行うために、個人的な調査、休祝日、定例会中、調査先の議会中及び災害時の発着、さらには単独行動を避けることを確認するものであります。

その他の事項につきましても、目を通してい ただきたいと思います。

皆様には、確認事項に基づき、委員会の運営 が円滑に進むよう御協力をお願いいたします。

確認事項について何か御意見はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○髙橋委員長 それでは、次に、今年度の委員会調査など、活動計画案については、お手元に配付の資料のとおりであります。活動計画(案)にありますとおり、県内調査を5月に実施する予定でありますが、日程の都合もありますので、

調査先についてあらかじめ皆様から御意見を伺いたいと思います。参考までに、お手元に資料として、平成24年度県内調査候補地と県内・県外調査の実施状況を配付しております。調査先等につきまして、何か御意見、御要望等がありましたら、お出しいただきたいと思います。また、県外調査につきましても、何か御意見、御要望等がありましたら、あわせてお出しいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

午前11時53分休憩

午前11時55分再開

〇髙橋委員長 委員会を再開いたします。

それでは、県内調査の日程、調査先につきましては、委員から出されました御意見等を参考に、正副委員長に御一任いただくことで御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇髙橋委員長 それでは、そのようにさせてい ただきます。

その他、何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○高橋委員長 ほかにないようでありますので、 本日の委員会を終了したいと思いますが、よろ しいでしょうか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○高橋委員長 それでは、以上をもって本日の 委員会を終わります。

午前11時55分閉会